

## 府中インテリジェントパーク景観協定

決定年月日	平成21年1月30日
認可年月日	平成21年10月21日
名称	府中インテリジェントパーク景観協定
位置	府中市日鋼町1番
面積	181,416,79平方メートル
有効期間	認可日から5年間



- ☆ 景観協定とは、景観法に基づき、良好な景観を形成するため、皆さんで地域の実情に応じたきめ細かな取り決めを行って頂くものです。
- ☆ ここでは、府中市内における景観協定の事例を紹介します。詳細は、府中市都市整備部計画課に備え置く図書を縦覧して下さい。
- ☆ お問い合わせは、府中市役所7階都市整備部計画課までお願いします。  
電話：042-335-4412 E-mail：TOSIKEIO1@city.fuchu.tokyo.jp



■工作物の位置、規模、構造、用途及び形態意匠に関する基準■

位置、規模、構造、用途及び形態意匠	<p>「日鋼町地区地区計画」に定める基準のほか、次の各号に定める基準によらなければならない。</p> <p>(1) 道路若しくは公開緑地との境界のかき若しくははさくは、周辺の景観との調和及び公共の場所から敷地内の見え方に配慮するものとし、構造は生垣とする。ただし、ブロック造、石垣等これらに類するもので、高さが道路若しくは公開緑地面から0.9m以下のものはこの限りではない。</p> <p>(2) 敷地の出入口等は、周辺道路に交通渋滞を発生させない位置とし、適正な案内標識の配置を行う。</p> <p>(3) 屋外照明は、夜間における利用者の安全性を考慮し、敷地内通路、駐車場等の外部空間において、適切な配置を行うものとする。</p> <p>(4) 照明器具は、形態や色彩など、周辺環境との調和に配慮するものとする。</p> <p>(5) 建築物の屋上に設置する通信アンテナ等の設備機器類は、集約化に努める。</p>
-------------------	--

■緑化に関する基準■

緑化	<p>(1) 敷地内においては高木、中木、低木、生垣等の植樹に努め、雑草除去など適正に管理する。特に道路に面する部分はシンボルツリーや低木による植栽帯を設ける等、沿道の緑化に努め、これを保全する。</p> <p>(2) 主な区画道路等に接して設けられた公開緑地、緑地については、「府中インテリジェントパークまちづくり協議会」が管理する。</p> <p>(3) 公園管理者は、すずかけ公園の適正な維持管理を行い、緑の良好な景観の形成に努める。</p>
----	--

■屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置に関する基準■

屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置	<p>(1) 屋上広告物、突出広告は設置しない。ただし、表示面積の合計を400㎡以下とし、周辺環境との調和、スカイライン、見通しの確保に配慮し、府中インテリジェントパーク景観協定運営委員会の同意を得たものはこの限りではない。</p> <p>(2) 壁面広告は、1つの建物につき表示面積の合計は200㎡以内とする。</p> <p>(3) 店舗の営業に際し、広告旗、広告幕は、イベント開催等の短期間以外は使用しない。また、美観には十分配慮し、のぼり、垂れ幕等は敷地外には一切出さない。</p> <p>(4) 客用呼び出しのための屋外放送を除き、屋外にBGM等の音声を一切流さない。</p> <p>(5) 公開緑地、公開空地および壁面後退部分には、移動式の地上設置広告物を設置しない。ただしイベント開催等の短期間及び管理上の必要により常時、設置又は掲示することが適当と認められる場合はこの限りではない。</p> <p>(6) 窓面を利用した広告物（窓面の内側を利用する広告物を含む。）は、設置しない。</p> <p>(7) ネオンや、派手な照明、点滅する光源を用いる屋外広告は使用しない。</p> <p>(8) 屋外広告物の地色の色彩は、周辺環境との調和に配慮し、彩度を6以下とする。ただし、建物の規模に対しアクセント程度の小規模なもので、府中インテリジェントパーク景観協定運営委員会と協議し、同意を得たものはこの限りではない。</p> <p>(9) 広告塔・広告板を敷地内に設置する場合は、府中インテリジェントパーク景観協定運営委員会と協議し、同意を得る。</p>
---------------------------	--